非常勤職員の公募情報

人事院事務総局人材局試験課

1　公募職種

人事院事務総局人材局試験課の非常勤職員１名

勤務地：東京都港区虎ノ門２丁目

2　職務内容

人事院試験課がＰＪＭＯを務める「国家公務員採用試験インターネット申込みシステム」のガバメントクラウドへの移行（以下「ガバクラ移行」という。）に関するプロジェクトの総合的アドバイザーとして、以下に掲げる業務

①　ガバクラ移行に係る調査研究を行っている事業者（以下「調査研究事業者」という。）との対応（ＰＪＭＯの立場として、調査研究事業者からのオーダー処理、調査研究事業者との調整、調査研究事業者からの成果物のチェック・レビュー等）

②　ガバクラ移行業務に係る入札対応（調達仕様書の作成、入札予定の事業者対応、受託事業者の選定に係るサポート等）

3　応募資格

⑴　ＩＴ関係業務について概ね 10 年以上の実務経験を有しており、かつ、次のいずれかの経験がある方とします。

①　クラウド環境（AWS／Azure／GCP 等）の設計・移行経験

②　データベースシステムの上流工程（要件定義・設計）の経験

⑵　以下のいずれかに該当する方は応募できませんので、御了承ください。

①　国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者

○　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

○　一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

○　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○　日本の国籍を有しない者

②　平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

③　本人又はその親族（本人が扶養する親族又は本人と同居する親族）が人事院の行う試験を受験する予定がないこと。（国家公務員採用試験に関連する業務を担

当することから、試験の公正性確保のため課す要件となります。）

4　任用予定期間

令和９年１月４日から令和９年３月 31 日まで

任用予定期間後、ガバクラ移行に係る業務の進捗状況に応じて、更新されることもあります。

5　勤務日及び勤務時間

⑴　勤務日

週２日（火、木）又は週３日（火、木及び月・水・金のうち１日）（休日及び年末年始（12 月 29 日～１月３日）を除く。）

※　週の勤務日及び勤務日数については応相談

⑵　勤務時間

９時 30 分から 12 時まで及び 13 時から 18 時 15 分まで（休憩時間：12 時から 13 時）

超過勤務は基本的に想定していません。なお、本ポジションの給与制度上、超過勤務手当は支給されません。

6　休暇・休業等

⑴　年次休暇

なし。更新された場合には、３日の年次休暇（有給）を付与します（週２日勤務で、当初の任期を含む任期が６箇月以上の場合）。

⑵　年次休暇以外の休暇等【※は任期等に応じて取得可能】

年次休暇以外の休暇等として事情に応じた有給・無給の休暇等があります。主なものは以下のとおりです。

①　有給休暇　：私傷病※、公民権行使、官公署出頭、現住居の滅失等、交通機関の事故等による出勤困難、災害等による危険回避、忌引、結婚休暇、夏季休暇※、出生サポート休暇※、産前、産後、配偶者出産休暇（男性のみ）※、育児参加休暇（男性のみ）※、保育時間、子の看護等休暇※、短期介護※、骨髄等ドナー

②　無給休暇等：介護休暇※、介護時間※、生理日の就業困難、妊産疾病、公務上傷病、通勤上傷病、育児休業※、育児時間※

7　給与等

⑴　月例給与

次に定める条件を基礎として、勤務実績に応じて月例給与を支給します。

① 日額：31,620 円～36,503 円（７時間 45 分を勤務した場合）

ただし、法令の改正等があった場合、常勤職員に準じて改定（増額又は減額）する場合があります。

② 通勤手当：雇用期間に応じ、当方の規定に定める額

③ 扶養手当：子１人につき 13,000 円等

④ 住居手当：借家・借間を借り受け、居住し、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている場合、最高 28,000 円

⑤ 支給日：毎月 16 日（土日等の場合は前後の日）

なお、給与期間は月の初日から末日までの間の実績に基づき翌月払いのため、令和９年１月から勤務を開始した場合、最初の給与支給日は２月 16 日です。

⑵ その他

給与からは、所得税や社会保険料等を控除します。

給与等の支払は、口座振込のみです。

８ 社会保険・災害補償

⑴ 社会保険

① 健康保険

以下の要件を満たした場合には国家公務員共済組合の短期組合員の資格を取得します。なお、社会保険につきましては、勤務条件に応じて健康保険（協会けんぽ等）及び厚生年金保険の適用、又は国民健康保険及び国民年金への加入が必要となります。

（要件の概要）

・ ２箇月を超えて雇用される見込みである者

・ 勤務時間が週 20 時間以上である者

・ 学生でない者

② 厚生年金保険

厚生年金保険の被保険者に該当します。

⑵ 雇用保険

雇用保険の被保険者に該当します。

⑶ 災害補償

公務災害及び通勤災害による負傷等は、国家公務員災害補償法に基づく補償の対象に該当します。

９ 服務規律等

国家公務員として業務に従事するため、職務遂行に当たっては国家公務員法等に

定める義務等（服務の根本基準、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、倫理保持等）を遵守します。

10　選考・応募方法

⑴　選考

第１次選考：履歴書（顔写真貼付）及び職務経歴書による書類選考

※　第１次選考結果は、12 月４日（金）までに御連絡いたします。

第２次選考：書類選考通過者に対し、面接選考

※　面接選考は 12 月７日（月）から 12 月 11 日（金）までの間に実施する予定です。

※　面接選考結果は、12 月 17 日（木）以降に御連絡いたします。

⑵　応募方法

履歴書（顔写真貼付）、職務経歴書及びＩＴ関連の保有資格証（保有している場合）を下記宛先に電子メールにより御提出ください。提出に当たっては、応募書類を PDF ファイルに変換し、次のとおりとしてください。

○　メール件名：非常勤職員応募（氏名）

○　ファイル名：【氏名】履歴書、【氏名】職務経歴書、【氏名】保有資格証

⑶　応募期限

令和８年 11 月 27 日（金）18 時まで

⑷　応募書類の取扱い

応募された書類の秘密は厳守し、当課において責任をもって処分するため、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

【担当】人事院事務総局人材局試験課　島田・須田

〒105-0001　東京都港区虎ノ門２－２－３虎ノ門アルセアタワー

電話：０３－３５８１－１５５４（直通）

メールアドレス：shikenkakoubo-39bc▲jinji.go.jp

※　メールを送付する際は、▲を@に変更してください。